

総合調整会議の概略（2014. 9. 3）

○日時：平成26年9月3日（水） 午前8時45分～午前9時10分

○場所：栗東市役所3階談話室

○出席者：市長、副市長、教育長、部長等

<会議内容>

1. 市長の指示事項

市長からの指示

- ・還付加算金の算定誤りをはじめとする事務処理ミスについて、再度、確認と整理を行い適切に対応すること。
- ・9月は季節の変わり目で体調を崩しやすい。部内において体調管理に留意するよう、職員に気を配ること。
- ・9月市議会定例会における答弁について、様々な質問が出されているが、出来ることと出来ないことがあるため、十分に相談して対応すること。
- ・京滋地域を運行範囲とするドクターヘリについて、実現に向けた動きが活発になっている。済生会滋賀県病院を基地病院とする予定で進められているので、病院との情報共有を行い、説明できる準備をしておくこと。

2. 審議事項

【案件名】栗東市いじめ防止基本方針（案）の策定等について

→ 教育部長、学校教育長から説明

- ・昨年度、いじめ防止対策推進法が制定されたことに基づき、国等では基本方針が策定されている。地方公共団体においては、基本方針の策定は努力義務であるが、本市はいじめ問題への取り組みを進めるためには方針の策定が必要であるということから、策定検討会で審議いただいている。
- ・いじめ防止対策推進法に基づき、栗東市いじめ防止基本方針を策定しているが、法の内容では国と学校では基本方針の策定の義務があり、既に市内の小中学校でも昨年度末までに各校の基本方針を策定し、市民にも示しているところである。
- ・滋賀県では平成26年3月に基本方針が既に策定されている。本市は、今年度中の策定を目処に作業を進めており、新たに組織を設置するための条例を上程する予定である。
- ・これまでの策定経過は、現在、素案から案までを検討いただいている。
- ・基本方針（案）の概要については、7つの項目を考えており、3つの委員会の条例設置を行い

たいと考えている。

- 1点目の「栗東市いじめ問題調査委員会」は、重大事案が発生した場合に、第三者委員会により調査を進めるものである。ただし、事案の発生の有無に関わらず常設で定期的に委員会を開催し、各校でのいじめの未然防止、防止に向けた取組状況の進捗状況を確認し、状況に応じて助言する機能を有している。
- 2点目の「栗東市いじめ問題再調査委員会」は、市長からの指示を受け、第三者委員会を立ち上げるものである。「栗東市いじめ問題調査委員会」において調査され、報告を受けたものについて、市長が不十分と判断したときに再調査を指示したときに設置される。重大事案というのは子どもの命に関わるものと理解いただきたい。
- 3点目の「栗東市いじめ問題対策連絡協議会」は、常設の委員会であり、それぞれの委員会からの報告を受けること、日常の各校の取り組み等の状況の確認、各機関との連携等が担当となる。
- これら3つの委員会については、条例を設置し委員の選任を行いたいと考えている。
- スケジュールについては、総合調整会議での決定後、議長と副議長への説明、その後、パブリックコメントを実施して、11月頃を目途として、最終的な方針を策定できるよう業務を進めていきたい。
- いじめ対策基本方針自体は条例設置する必要はないが、基本方針の中における3つの委員会は議会で審議いただく必要があるので、12月市議会定例会で上程し、委員会を設置していく予定である。施行する時期は、平成27年の1月または4月にするかは、現在検討中である。
- 基本方針の具体的な内容については、第1の「いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項」は、基本的な考え方と組織の設置で構成されている。
- 1点目の「いじめ防止等のための対策の基本的な考え方」では、いじめ問題は事案が発生したときの対策が具体的に示されているケースが中心となっているが、ここでは、未然に防止することやいじめのない学校現場を子どもたちで作るためにどのような対策を打てばいいのかを、具体的に示しているものになります。いじめの定義、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処という流れになる。
- 2点目の「組織の設置」は、先に説明したとおりである。
- 第2の「いじめの防止等のための対策の内容に関する事項」では、市が実施する施策、市立学校が実施する施策、重大事態への対処の3つで構成されている。法に基づいて基本方針を策定するため、関連のある条文による個別の施策を記載している。
- 1点目の「いじめ防止のために市が実施する施策」は、いじめの防止、早期発見のための措置等からなる11項目で構成されている。
- 2点目の「いじめ防止のために市立学校が実施する施策」は、学校いじめ対策委員会の役割、いじめ対策委員会の構成員の2項目で構成されている。

- ・ 3点目の「重大事態への対処」は、学校の設置者または学校による調査、調査結果の報告を受けた市長による再調査、重大自体が発生した場合の支援の3つで構成されている。
- ・ 第3の「その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項」には4つの項目で構成されており、方針の最後に関係法の条文を注釈として記載している。

[市長]

- ・ 議会へ報告することになるが、想定される質問等を整理しておく必要がある。

[総務部長]

- ・ 栗東市いじめ問題調査委員会と栗東市いじめ問題再調査委員会との関係性について、それぞれ公平な立場で調査できるようにしなければならないが、教育委員会と市長の場合と同じく整理が必要である。現在は同じ分野の第三者となっているので、議会へ条例を上程する際に、構成員はある程度具体的に示す必要がある。

[教育部長]

- ・ 両委員会については、当然、構成員は異なる方になってもらう予定だが、意見を踏まえた人選となるよう十分検討していきたい。

[政策推進部長]

- ・ 両委員会の構成員について、栗東市いじめ問題再調査委員会には事務員が記載されているが、組織としての違いはあるのか。

[教育部長]

- ・ 特に違いはない。

区分：決定

3. 報告事項

【案件名】後継プラン進捗に係る議会説明会案件について

→ 建設部理事から説明

- ・ 後継プランの進捗状況について、下鉤出庭線道路整備その2工事は、県道の取り付け部分の側溝が残っている部分などの工事である。下鉤上鉤他1線道路整備その3工事は、広場側の線道路の側溝等を敷設していくものである。手原蜂屋変電所線道路改良工事は、土地改良との水路をボックスにして6mの道路にしていく工事である。
- ・ この内容は、9月24日に開催予定の議会説明会において報告を行う。

区分：了解

4. 閉会

副市長からの挨拶

- ・ 9月市議会定例会における各部で現在作成している一般質問に対する答弁案について、簡潔でわかりやすく正確な回答になるよう、再度確認を行うこと。

以上